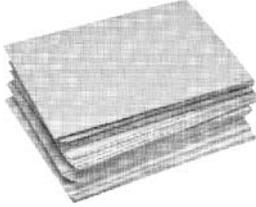


米国両議院税制委員会の対外直接投資報告書を読む



東京大学法学部教授 増井良啓

はしがき 本稿は、平成20年7月30日開催の国際租税基本問題研究会における東京大学法学部教授増井良啓氏による「米国両議院税制委員会 territorial vs. full inclusion 報告書を読む：Joint Committee on Taxation, Economic Efficiency and Structural Analyses of Alternative U.S. Tax Policies for Foreign Direct Investment (JCX-55-08), June 25, 2008」と題する講演内容を取りまとめたものである。

JCTは、連邦議会の税制に関する議論を専門的な見地から補助する機関であり、税制の調査や執行が適正になされているかを調査する権限を与えられています²。5名の下院歳入委員会（Committee on Ways and Means）の議員、および、5名の上院財政委員会の議員から構成されており、現在のメンバーは図表1のとおりです³。

図表1 Joint Committee on Taxationのメンバー

Committee Members, 110th Congress, 2nd Session	
Senate	House
Max Baucus, Chairman, Montana	Charles B. Rangel, Vice Chairman, New York
John D. Rockefeller IV, West Va.	Fortney Pete Stark, California
Kent Conrad, North Dakota	Sander M. Levin, Michigan
Chuck Grassley, Iowa	Jim McCreery, Louisiana
Orrin G. Hatch, Utah	Wally Herger, California

はじめに

2008年6月26日、米国の上院財政委員会（Senate Committee on Finance）で公聴会が開かれました。その公聴会に、両議院税制委員会（Joint Committee on Taxation, 以下「JCT」と表記します）が、『対外直接投資に対する合衆国租税政策の選択肢の経済効率分析と構造分析』と題する報告書を提出しました（以下「本報告書」といいます）¹。本日は、本報告書の概要を紹介します。

¹ Joint Committee on Taxation, Economic Efficiency and Structural Analyses of Alternative U.S. Tax Policies for Foreign Direct Investment (JCX-55-08), June 25, 2008. この英文題が複数形の analyses となっているのは、経済効率性に関する分析と制度的な構造に関する分析の両面をあわせもつ文書であるためである。

² 尾崎護『G7の税制』44頁（ダイヤモンド社、1993年）。

³ <http://www.jct.gov/>による。

事務局スタッフとして、法律家・エコノミスト・会計士など多数の人が働いており、税制改正や条約改訂、歳入見積りなどについて多数の報告書を公表しています。

周知のように、近年の米国では、競争力 (competitiveness) をひとつのキーワードとする税制改革論が登場しています。図表 2 に、米国の公的機関が発表したいくつかの文書をリストにしておきました。図表 2 に記したゴチック体の略称は、本報告書が12頁注34や22頁注22において用いている略称をそのまま踏襲したものです。これらの文書は、本報告書でも重要な分析対象として引用されています。

図表 2 公的機関による最近の報告書リスト

-JCT Options Report—Joint Committee on Taxation, Options to Improve Tax Compliance and Reform Tax Expenditures, (JCS-2-05), January, 2005 (<http://www.house.gov/jct/s-2-05.pdf>)

-Joint Economy Committee, Reforming the U.S. Corporate Tax System to Increase Tax Competitiveness, May 2005 (<http://www.house.jec/CorporateTaxReform.pdf>)

-Reform Panel—Report of the President's Advisory Panel on Federal Tax Reform, Simple, Fair & Pro-Growth : Proposals to Fix American Tax System, November, 2005 (<http://www.taxreformpanel.gov>)

-Treasury Department—Office of Tax Policy, U.S. Department of the Treasury, Approaches to Improve the Competitiveness of the U.S. Business Tax Systems in

the 21st Century, December 20, 2007
(<http://www.house.gov/jct/s-2-05.pdf>)

米国におけるこのような改革論は、日本でも注目を浴びているところです⁴。もちろん、2期目の満了が近いG・W・ブッシュ政権下では、現実の立法過程が動くことは予想できません。しかし、2008年11月に新しい大統領が決定しますと、これまで塩漬けになっていた税制改革論が一気に力を得る可能性があります。

この中で、本報告書は、外国子会社の留保所得につき米国親会社の手元に送金するまで原則として課税しないいわゆる課税繰り延べ (deferral) の取扱いについて、その取扱いが経済的に非効率であると論じています。そして、改革のための選択肢として、①能動的 (active) な国外所得を米国において課税対象から除外するいわゆるテリトリアル方式 (territorial system) と、②外国子会社の留保所得を例外なく発生時に米国親会社の手元で課税するいわゆる完全合算方式 (full inclusion system) を比較し、その得失を分析しています。

以下では、本報告書の概要を紹介したのち、公聴会における3名の参考人発言に触れます。目標はあくまで、本報告書の読解にあります。このことは、3つの点で意識的に対象を限定することを意味します。第1に、日本の租税政策について論ずることは別途の作業であって、本日の報告の目的ではありません。第2に、米国における今後の政治過程の動きを占うことも報告の対象外であり、今回の公聴会に提出された文書にしぼって検討します。第3に、日米以外の各国、とりわけ英国の動きについても、引用されたところを紹介するにとどまります。

⁴ 浅妻章如「全世界所得課税+外国税額控除の再検討」ファイナンス41巻3号75頁(2005年)、浅妻章如「国外所得免税(又は仕向地主義課税)移行論についてのアメリカの議論の紹介と考察」フィナンシャル・レビュー84号152頁(2006年)、本庄資『アメリカの租税政策』189頁(税務経理協会, 2007年)、松田直樹「米国の租税制度改革の選択肢と方向性—大統領諮問委員会報告書の国際課税制度改革案の位置づけ—」租税研究704号190頁(2008年)。



本報告書の構成と概要

本報告書の構成は図表3のとおりであり、序論と4つの章から成っています。なお、以下では本報告書の要旨を圧縮して示すために図表を多用しますが、これらは本報告書のテキストをもとに増井が翻訳・加工したものであって、本報告書そのものと同じ図表が記されているわけではありません。本報告書が依拠している主要な先行文献は、できるだけ図表や脚注に掲記して、参照の便宜を図ります。

図表3 本報告書の構成

序論

I. 現行法：全世界課税および能動的事業所得の繰延

A) 現行法—主な特徴

1. 繰延への対抗措置
2. 外国税額控除
3. 外国法人の米国での課税—コーポレート・インバージョン

II. 繰延の政策から帰結する経済的歪み

A) 概観

B) 全世界課税および居住地選択の歪み

1. 全世界課税と居住地選択
2. 全世界課税はクロス・ボーダー投資の所有に歪みを与えるか？

C) 繰延と投資の歪み

1. 繰延の恩恵
2. 米国の残余的所得税の繰延と投資の歪み
3. 租税によって引き起こされる歪みは実証的にみて重要である
4. 投資の地理的ミスアロケーションの付加的結果

5. 米国の対外直接投資と国内投資

III. テリトリアル (territorial) システム

A) 主な特徴

1. 能動的外国所得の免除
2. 他の外国所得の包括的な米国での課税
3. 費用の配分と配賦

B) 経済分析

1. 効率性の考慮
2. 競争力

C) テリトリアル・システムの提起する構造的論点

1. 移転価格
2. 費用の配分と配賦
3. 「外国税に服する」要件
4. 免除所得と非免除所得の定義
5. 外国パートナーシップ
6. 簡素化
7. 移行措置

D) 諸外国の例

1. 諸外国の概観
2. 現在の英国の改革論議
3. 最近の日本の提案

IV. 完全合算 (full inclusion) システム

A) 完全合算システムを実施するメカニズム

1. パス・スルー制度
2. 全世界連結制度
3. サブパートFの拡大

B) 経済分析

1. 効率性の考慮
2. 競争力

C) 構造的論点

1. 移転価格
2. 外国税額控除の諸論点
3. 外国損失の取扱い
4. 少数株主に対する完全合算システム

の適用

5. 個人の扱い
6. 簡素化
7. 移行措置

■ 序 論

まず、序論からみていきましょう。

図表4は、本報告書の序論冒頭部分（1頁）の日本語訳であり、要旨を圧縮した形で示しています。ここからわかるように、この報告書の主眼は、現行法のもとたす各種の歪みを分析することにあります。

テリトリアル方式および完全合算方式の分析にあたっては、いずれかの方式が望ましいという立場を明確にすることなく、それぞれの得失を客観的に明らかにしようというスタンスで記述されています。

図表4 本報告書冒頭部分の日本語訳

この小冊子は、租税支出（tax expenditure）分析を再検討するJCTスタッフの最近の仕事の続きであり、租税支出分析の領域における、われわれの新しい枠組を、米国人に所有された外国法人の所得を「繰り延べ（deferral）」る現行法の取扱いに適用するものである。具体的には、この小冊子は、外国所得を現行法が「繰り延べ」る取扱いに反映している経済的非効率性（およびその結果生ずる行動の歪み）を記述し、2つのありうべき税制の選択肢を検討する。この小冊子は、2008年6月26日に上院財政委員会が開催する予定の国際課税改革に関する公聴会との関係で作成された。

第2章で述べるように、内国法人に対して全世界所得に課税することは、外国所得の繰り延べ扱いと相まって、いくつかの重要な関連した経済効率上の懸念をよびおこす。すなわち、(1)内国法人と外国法人の異なる取扱いは、多国籍グループがその親会社をオフショアに置く誘因を生む。(2)繰り延べの意味するところは国外能動事業所得に対する税率が国内所得に適用される税率と異なるということであり、このように税率が異なることで、全くの内国企業と比較して、あるいは、全くの外国企業と比較して、事業投資の種類と場所に影響しうる。そして、(3)米国企業は現行法の下で一定の能動的な外国所得を米国に送金しない誘因を有するかもしれない。これらの効率上の懸念に対するひとつのありうべき解決は「テリトリアル（territorial）」な税制を採用することである。その対極にあるいまひとつの解決は「完全合算（full inclusion）」税制を採用することである。いずれの解決もそれぞれにその実施に関係する構造的論点を提起する。これらの解決およびこれらの解決が提示する論点については、以下の第3章および第4章で検討する。

2点注釈します。

第1に、「租税支出（tax expenditure、租税歳出）」について。G・W・ブッシュ政権は2003年度予算教書において租税支出分析の見直しを提案しました⁵。これをうけて、米国財務省が具体的な項目について検討を加えていました。2008年5月に、JCTは、租税支出を、①租税補助金（Tax Subsidies）と②租税による構造的歪曲（Tax-Induced Structural Distortions）のふたつに分類しました⁶。

①は、現行租税法の一般ルールからの意図的

⁵ 藤谷武史「米国の租税支出分析(Tax Expenditure Analysis)の動向と示唆」ファイナンス40巻8号45頁（2004年）。

⁶ Joint Committee on Taxation, A Reconsideration of Tax Expenditure Analysis (JCX-37-08), May 12, 2008.

な乖離のことで、これに対し、従来租税支出とされてきたものの中には、現行法の一般ルールの例外とは簡単にはいえないものも含まれていました。外国子会社の収益に対する繰り延べ扱いは、そのようなもののひとつです。そこで、JCTは、外国稼得収益の繰り延べ扱いを②の категорияに属するとしました。②は、内国歳入法典の構造的要素であって（したがって租税補助金ではないものであって）、大きな経済的な効率性コストを負わせるやり方で経済決定に実質的に影響するもののことをいいます。

第2に、「直接投資（direct investment）」について。本報告書の対象は、合衆国多国籍企業による対外直接投資に関する合衆国の租税政策です。ここに直接投資とは、完全子会社のように、オーナーが直接の支配を有する投資のことを指します。たとえば商務省は会社の議決権付株式の10%以上の保有を基準にして直接投資にあたるか否かを定義しています。2006年末において、合衆国の対外直接投資は2.89兆ドルで、ポートフォリオ投資9.34兆ドルよりも小さい数字ではありますが、重要であることに変わりはありません。

I. 現行法：全世界課税および能動的 事業所得の繰延

A) 現行法——主な特徴

以上の序論をうけ、本報告書は、その第1章において現行法の特徴を概観しています（3頁）。

すなわち、米国は全世界課税方式（worldwide tax system）を採用しており、米国個人居住者と米国内国法人は、米国に源泉があるか外国に源泉があるかを問わずすべての所得に課税されます。直接に稼得される所得やバス・スルー事業体を通じて稼得される所得は、発生ベースで課税されます。しかしながら、内国親法人が外国子会社を通じて間接的に稼得する能動的（active）国外事業所得は、その内国親法人に対して配当として分配されるまでは原則として

米国で課税されません。これが課税の繰り延べ（deferral）です。

1. 繰延への対抗措置

この有利な繰り延べのルールは、内国歳入法典サブパートFの繰り延べ防止ルールによって制限を受けています（3頁）。サブパートFルールの下では、被支配外国法人（controlled foreign corporation, CFC）の10%以上米国株主は、分配の有無を問わずCFCの稼得する所得について発生時に課税されます。ここにCFCとは、外国法人であって、その法人の株式の議決権または価値の50%超を米国株主が有するものと定義されています。ご案内のようにサブパートFルールは、日本の外国子会社合算税制に相当するものです。日本法との構造上の違いとして、保険所得や外国基地会社所得といった所得類型を定義し、それを親会社に合算する規定振りになっています。

日本にはないルールとして、受動的外国投資会社（passive foreign investment companies, PFICs）の収益を、米国株主の手元において発生ベースで課税するものがあります。株主の持株比率を問いませんので、ポートフォリオ投資も対象となります。発生ベースで課税するやり方は、①利子税方式（PFIC株の譲渡益と前年度平均を超過する分配が株式保有期間に応じて発生したものとみなして納税延滞分に相当する利子税を課す）、②適格選択ファンド（選択により一定の適格ファンドの収益を持分に応じて株主の手元で課税する）、③時価主義方式（公開市場で取引される外国ミューチュアル・ファンドの持分権について毎年のビルトイン・ゲインやロスを株主の課税所得に反映させる）の3つです。

2. 外国税額控除

米国は外国税額控除のしくみを採用しています（5頁）。外国法人の議決権付株式を最低で10%以上保有している内国法人は、間接税額控除を利用できます。すなわち、外国法人が納付した外国所得税は、それに係る所得が分配され

たときまたは繰り延べ対策ルールによって内国法人の所得に含まれたときに、内国法人が納付したものとみなして税額控除の対象とします (deemed paid credit)。

外国税額控除は一般的に、国外源泉課税所得に対する税額相当額を限度とします。この限度額を設けることで、米国源泉所得に対する米国税を相殺することなく外国源泉所得の二重課税を緩和できるようにしています。限度額計算にあたっては、諸々の控除項目について、それを米国源泉粗所得から控除すべきか外国源泉粗所得から控除すべきかが問題となります。この点に関する原則は、当該控除が事実上関連する粗所得に対して配賦するというものです。例外として、利子費用については、全世界資産に占める国外資産の割合に応じて割り振られます。いまひとつの例外として、研究開発費用については、配賦割合は売上高または粗所得に基づきます。この配賦割合の決定にあたって、関係法人グループ (affiliated group of corporations) は単体法人として扱います。2004年改正により外国法人も含めた法人グループを単体法人として扱うことが許されるようになったため、外国源泉所得に配賦される利子費用が減少することが見込まれています。このことは、限度額計算における外国源泉所得の割合が大きくなることを意味しますから、外国税額控除を利用できる範囲が広がり、要するに企業にとって減税となるわけです。

限度額計算が所得バスケットごとになされるところが日本法と異なるところであり、米国の現行法では、①受動カテゴリー所得 (passive category income) および②一般カテゴリー所得 (general category income) のバスケットごとに限度額をあてはめます。①はポートフォ

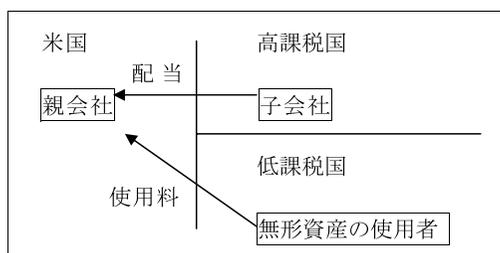
リオ利子やポートフォリオ配当のような受動的な所得です。②は①以外のすべての所得です。諸控除の配賦は、①と②のそれぞれのバスケットごとに行います。

外国税額控除の限度額計算を①と②のバスケットごとに行う目的は、高税率で課された外国税を利用して、低税率で課された外国源泉所得に対する残余の米国税を減少させるいわゆる「彼此流用 (cross-crediting, 彼我流用)」を防止することにあります。

もっとも、現行法はかなりの彼此流用を許容しています。たとえば、高税率で課された被支配外国法人から支払われる配当の受け取りに関係して生ずる超過外国税は、しばしば、低課税国で無形資産を使用する対価として受け取る使用料に課される米国税を相殺するために用いられます (図表5)。

2006年初出の Grubert and Altshuler の研究によると⁷、2000年において、使用料の約3分の2が超過外国税額控除によってシェルターされていました。

図表5 彼此流用の例



3. 外国法人の米国での課税——コーポレート・インバージョン

多国籍法人グループの米国での課税取扱いは、グループの最上位 (top-tier) に位置する親会

⁷ 本報告書8頁脚注29に引用されている Harry Grubert and Rosanne Altshuler, Corporate Taxes in the World Economy: Reforming the Taxation of Cross-Border Income (2006) at 11.この論文はその後、John W. Diamond and George R. Zodrow, Fundamental Tax Reform: Issues, Choices, and Implications (MIT Press, 2008) の319頁に所収された。以下では、本報告書の引用に従って、単に Grubert and Altshuler (2006) と記す。

社が内国法人であるか外国法人であるかで大きく違ってきます（8頁）。米国税制は設立準拠法に基づいて内国法人を定義していますから、経営活動や従業員、事業資産といった他の要素にかかわらず内国法人に該当するかどうかが決まります。そのうえで、内国法人は全世界所得に課税され、外国法人は米国内に十分なつながりがある所得に限って課税されるわけです。

最近まで、米国親会社が外国法域で再設立するときに、退出していく会社から将来得られるであろう税収ロスを補償する出国税なしにすませることができました。これがインバージョン（inversion）と呼ばれる取引です。2004年改正でインバージョン取引には制限が加えられました。最も重要な制限は内国歳入法典7874条の追加であり、法人グループの最上位にある新設外国法人を内国法人とみなすというものです。

II. 繰延の政策から帰結する経済的歪み

A) 概観

現行法の特徴を以上のように指摘したのち、本報告書は、現行法の有している構造的な歪曲の分析に移ります（10頁）。

米国の租税政策は、米国居住者のクロス・ボーダー投資決定に大きな影響を与えます。米国企業の国際活動にそくしていいますと、租税による構造的歪曲をもたらす現行法の特徴は、次の2つです。

ひとつは、米国居住者に対して全世界所得課税を行うという政策決定です。いまひとつは、外国法人の形で行う外国での能動的な事業活動から生ずる所得に対して米国の課税繰り延べを許容するという政策決定です。ここから生ずる経済的歪みは、新規投資をどこで行うかの決定や、外国で繰り延べられた収益を米国に送還するか否かの決定にあらわれてきます。

本報告書は、それぞれの構造的歪曲について順に論じています。

B) 全世界課税および居住地選択の歪み

まず、米国居住者に対して全世界所得課税を行うという政策決定が法人の居住地選択に対して与える影響がとりあげられます（11頁）。

1. 全世界課税と居住地選択

さきに述べたように、多国籍法人グループの米国税制上の扱いは、グループ最上位の親会社が内国法人であるか外国法人であるかによって大きく変わってきます。いま、米国の居住者である会社Aと、外国の居住者である会社Bとを考えてみましょう。米国の法人税率は35%であり、米国以外の外国の法人税率はすべて25%であるとしています（図表6）。

図表6 全世界所得課税が居住地の選択に与える影響

米国 35%	外国 25%
A社	B社

このとき、繰り延べの考慮を度外視しますと、A社の米国内活動から生ずる所得は35%で課税され、A社の米国外活動から生ずる所得も35%で課税されます。これは、A社には米国の全世界所得課税が及び、米国の35%の税率が適用されるからです。これに対し、B社については状況が異なります。B社の米国内活動から生ずる所得は35%で課税されますが、B社の米国外活動から生ずる所得は25%で課税されます。これは、B社は米国との関係では外国法人ですので、米国の事業活動から生ずる所得に限って米国で課税されるからです。

したがって、他の条件が等しければ、B社はA社に比べ、より多くの税引後キャッシュフローを手に入れます。株主としては、その株主がどの国の居住者であったにせよ、B社の株式のほうがより価値が高いと判断するでしょう。というのは、B社のほうが、より多くの配当を税引後所得から支払うことができるためです。そ

の結果、株主価値を最大化するために、法人の居住地選択は、債務からの保護や株主の権利などの考慮と並んで、租税上の考慮によって決定されることになるわけです。

米国企業は近年、先述したインバージョン取引によって、グループ最上位の会社が内国法人と外国法人のいずれにあたるかの区別に乗じようと試みました。インバージョン取引には2004年改正で対応措置が講ぜられましたが、新規企業にとっての居住地選択には適用がありません。その結果、2004年改正法以後も、新規企業にとっては、グループ最上位の会社の居住地を米国以外にもっていく強力な租税上の誘因が存在しています。

ここから生ずる経済的歪みには2つの要素があります。その1は、米国で設立したはずの企業が外国で設立することです。その2は、第二次的歪み(second order distortion)とでもいふべきもので、米国の外で設立することにより米国課税ベースが減少し、そのことが経済の別の場所でより高い税をもたらし経済的歪みを増大させることです。

2. 全世界課税はクロス・ボーダー投資の所有に歪みを与えるか?

なお、居住地選択の歪みではなく、投資の所有に着目して全世界課税の歪みを分析するのがDesai and Hines⁸による資本所有の中立性(Capital Ownership Neutrality, CON)の考え方です(12頁)。彼らによると、経済効率性が促進されるのは、世界の諸税制が投資の所有パターンに歪みを与えない場合、すなわち資本所有の中立性を達成する場合だということです。

CONの考え方の前提は、等しい単位の有形資本(工場や設備)は、誰がその資本を所有し、誰がそれを運転するかによって、異なるレベルの生産性と収益性をもつという点です。ところで、所与の生産設備の生産性にばらつきが生ま

れるのは、所有者の専有する無形資産の結果だといわれています。このように、有形資産の生産性と収益性が資産を所有し運転する者の無形資産に依存するのだといたしますと、当該有形資産を最も有効に活用できる無形資産をもつ者がその資産を所有することによって、効率性が改善されることとなります。逆に、税制上の理由によって、最も生産的なオーナーが特定の有形資産(どこに所在しているかを問いません)を所有することを思いとどまるようなことがありますと、その分だけ経済的効率性を減退させることになってしまうわけです。

CONが達成されるのは、すべての国が外国所得に課税し、外国税額控除をフルに与える場合です。同様にして、すべての国が課税ベースから外国所得を除外する場合も、CONが達成されます。いずれの場合であっても、所有の決定は生産性の違いによってなされるのであり、税制上の違いによってなされるものではありません。いずれの場合についても、ある国の租税政策が他国との一致状況から逸脱しますと、CONは達成されません。Desai and Hinesの主張は、米国の税制は複雑で世界的傾向から逸脱しており歪みを有している、というものです。

C) 繰延と投資の歪み

次に、本報告書は、節を改めて、外国子会社の能動的事業活動から生ずる所得に対して米国の課税繰り延べを許容するという政策決定が、投資にいかなる影響を及ぼすかを論じています(14頁)。5つのセクションに分かれており、とくに3において最近の実証研究をサーベイしている点が注目されます。

1. 繰延の恩恵

外国法人に内部留保して、毎年の米国税を課されることなく(すなわち税引前の収益率で)投資を行うことが、繰延の主要な有利点です。

⁸ Mihir A. Desai and James R. Hines, Jr., Evaluating International Tax Reform, 56 National Tax Journal 487 (September 2003).

課税繰延の価値については、すでに日本でもよく知られています⁹。要するに、課税繰延の価値とは、繰延の期間にわたり税引前の収益率で、税引後の元本を運用することの価値に等しいということです。このことを示す数値例が、図表7です。

図表7 課税繰延の数値例

【シナリオ1：繰り延べ】

適用税率35%の米国納税者が、外国被支配法人で100ドルを稼得して内部留保する。その外国被支配法人の適用税率は0%であり、年率10%の収益率で5年間運用する。5年間課税を繰り延べるため、5年後には161.05ドルとなる。

$$100 \times 1.1^5 = 161.05$$

これを米国に本国送還すると、35%で課税されるから、結局、手元に104.68ドルが残る。

$$161.05 \times (1 - 0.35) = 104.68$$

【シナリオ2：毎年課税】

適用税率35%の米国納税者が、100ドルを所得として受け取る。課税繰延ができないため受け取った年に課税され、65ドルが手元に残る。これを年率10%の収益率で5年間運用する。課税繰延ができないため収益分に毎年課税される。つまり、税引後の収益率6.5% (= 税引前収益率10%から税金分35%を減じたもの)で運用することになる。この条件で5年間運用すると、手元に89.06ドルが残る。

$$65 \times 1.065^5 = 89.06$$

【シナリオ1とシナリオ2の比較】

シナリオ1（課税繰延）では税引後で104.68を手にするが、シナリオ2（毎年課税）では税引後で89.06だけしか手にしない。この差

額は、運用益に毎年課税した分から生じている。

2. 米国の残余的所得税の繰延と投資の歪み

本報告書は、上の例を手掛かりにして、「繰り延べは米国納税者を非効率的な投資決定に導く」と論じています（15頁）。すなわち、上の例と同じことが、①米国納税者が米国内の能動的企業に投資するか法人税率ゼロの国に投資するかについてあてはまり、対外投資が有利に扱われるというのです。また、②米国納税者が投資選択をはじめるにあたり、外国子会社が100ドルの所得を稼得したというところから出発しても同じことがあてはまり、外国で投資することが有利となります。さらに、③収益率が10%未満の外国投資であっても、税引前で10%の米国投資よりも有利になる場合がでてきます。つまり、課税繰延が、より収益率の低い投資を選択してしまう誘因を作出するのです。そのようなことになれば、社会全体としてより大きい所得を生み出す機会を失い、投資の非効率的配分による社会的厚生損失が生じてしまいます。

この例は外国の税率がゼロの場合でした。一般化すれば、外国の税率が米国の税率に近似すればするほど、歪曲の度合いはゼロに近づきます。もっとも、米国税が繰り延べられる期間が長ければ長いほど、税率の内外格差が小さくても外国投資が有利になりますし、歪みも大きくなります。

以上に続いて、本報告書は、「投資決定は複数の次元において歪曲される」と論じています（16頁）。米国にベースを置く多国籍企業は、図表8に示したように、複数の次元において投資決定を行わなければなりません。これらの決定に対しては、租税以外の多くの要素が影響しますが、租税の与える影響もあり、ある選択をすれば米国の課税が繰り延べられ、別の選択をす

⁹ 多くの文献があるが、たとえば、神山弘行「課税繰延の再考察」金子宏編『租税法の基本問題』247頁（有斐閣、2007年）。

れば米国で現年度に課税されます。

図表 8 複数の次元における投資決定

- * 米国で稼得した所得を米国と外国のいずれに投資するか
- * 外国で投資する場合にいずれの国に投資するか
- * 外国で発生した収益から所得を米国に送還するか外国で再投資するか

以上を要するに、外国源泉の能動的所得を繰り延べる政策は、オフショアに投資して収益を蓄積する誘因を生みます。その誘因は、低収益のオフショア投資と高収益の米国投資との間の選択についてさえ存在します。結果として生ずる投資の非効率的な配分は、米国と外国のいずれに投資するかについて存在するだけでなく、外国投資の間のミスアロケーション（高課税国よりも軽課税国を選択することによるもの）でもあります。

外国稼得収益を米国に送還するか否かについては、一種の凍結効果が働きます。米国に送還すれば、まずは残余的な米国税を納付し、しかるのち、毎年の運用益に米国税がかかってしまうからです。外国で課税を繰り延べることが有利であるため、税引前だと米国投資のほうが有利な場合であっても米国への送還を見合わせることもありえます。この効果によって巨額の資金が米国外に保有されていると考えられ、対策が講ぜられました。内国歳入法典965条の1年送還ルールは、そのような対策のひとつです。

3 租税によって引き起こされる歪みは実証的にみて重要である

本報告書によると、ほとんどの実証研究は、外国の税率と、米国の対外投資との間に、予想通りの負の関係があることを示しています（17頁）。図表 9 は、本報告書が注42において引用する実証研究のリストです。

図表 9 実証研究の例

- Harry Grubert and John Mutti, Taxes, Tariffs and Transfer Pricing in Multinational Corporate Decision-Making, 73 Review of Economics and Statistics 285 (May, 1991)
- Harry Grubert and John Mutti, Do Taxes Influence Where US Corporations Invest? 53 National Tax Journal 825 (December 2000)
- Rosanne Altshuler, Harry Grubert, and T. Scott Newlon, Has US Investment Abroad Become More Sensitive to Tax Rates?, in James R. Hines, Jr. ed., International Taxation and Multinational Activity (Chicago University Press, 2001)
- James R. Hines, Jr., and Eric M. Rice, Fiscal Paradise : Foreign Tax Havens and American Business, 109 Quarterly Journal of Economics 149 (February 1994)
- Mihir A. Desai, C. Fritz Foley, and James R. Hines, Jr., Foreign Direct Investment in a World of Multiple Taxes, 88 Journal of Public Economics 2727 (December 2004)
- OECD, Tax Effects of Foreign Direct Investment/ Recent Evidence and Policy Analysis (OECD, 2008)

2004年末のデータによると、7万5千の被支配外国法人の留保収益利益は約1兆ドルでした。軽課税国のアイルランド法人に留保された収益利益は、高課税国である英国とドイツの被支配外国法人に留保された収益利益の合計を上回っていました。

内国歳入法典965条によって認められた一回限りの85%受取配当非課税措置は、投資決定の潜在的歪曲の規模を示すかもしれないひとつの証拠です。2004年の法人所得税申告書では、約3,600億ドルの配当が送還されています¹⁰。

4. 投資の地理的ミスアロケーションの付加的結果

納税者がいったん繰り延べの対象となるオフショア投資を行いますと、繰延の恩恵は、できるだけ多くの所得を繰り延べの対象として申告しようという誘因を生みます（18頁）。こうして、繰り延べは納税者の選択に二次的な歪みをもたらします。たとえば、繰り延べ扱いがあるがゆえに、内国歳入法典482条の下での移転価格の決定に巨大な圧力がかかります。また、繰り延べ扱いは、外国税額控除の限度額計算と相まって、納税者の投資決定に二次的な歪みを与えます

5. 米国の対外直接投資と国内投資

論者によっては、繰延の恩恵が、国内投資を犠牲にしてオフショア投資を促進することで、米国の課税ベースを大きく浸食しているとする向きもあります（19頁）。米国で製造して国内販売や輸出を行う代わりに、外国で製造し米国に向けて輸出したり外国で販売したりする可能性です。そうなると、米国での投資が減って労働生産性や賃金、国民所得の成長が阻害されますし、米国の課税ベースが浸食されて経済の別のところで課税が重くなってしまいます。

これに対し、別の論者は、米国居住者が行う対外直接投資は米国国内投資の代替ではなく、補完であると論じています。外国に所在する生産施設は、米国関連会社から部品を調達したり、米国ベースの研究施設やヘッドクォーター活動に依存したりしているからです。

実証研究は、対外直接投資が国内投資の代替なのか補完なのかを突き止めようとしてきました。1991年の大統領経済諮問会議の報告書は、「ネットベースでみると、米国の対外投資が米国の輸出を減少させているとか米国の雇用を削減しているとかいったことは大いに疑わしい」と述べています。一般的に、実証研究は、ホス

ト国市場における生産がホーム国からホスト国に対する輸出に与える影響について、影響がないという結果も、正の影響があるという結果も、見いだしていません。また、米国の雇用に与える影響についても、確定的な結論は得られていません。

Ⅲ. テリトリアル (territorial) システム

本報告書の以下の部分は、第2章で指摘した現行法の歪みに対する解決として、2つの対極的な選択肢を検討します（21頁）。選択肢の第1が、能動的外国所得を完全に米国の課税から免除するテリトリアル方式であり、配当の形で米国に送還される能動的外国所得を非課税とします。選択肢の第2が、すべての外国源泉所得を発生年度に即時課税する完全合算方式であり、米国への送還の有無を問わずすべての外国所得を現年度に課税するものです。いずれの選択肢も、軽課税に服した外国所得を米国に送還することに対する現行法のディスインセンティブを軽減するでしょう。しかし、これら2つの選択肢が立地に関する初期決定に与える影響は明らかに等しくはありませんし、米国の異なる諸産業の国際競争力にとって異なる含意を有するかもしれません。

選択肢の第1（テリトリアル方式）を検討するのが第3章です。第3章は4つの節に分かれています。Aでは、テリトリアル方式の共通形態である受取配当非課税措置の主要な特徴を記述します。Bでは、テリトリアル方式について主張されている経済的効率性や競争力といった利点について分析します。Cは、テリトリアル方式の提起する構造的論点を検討する部分です。Dでは、各国で用いられているテリトリアル方式の制度を紹介しており、これら4つの

¹⁰ Melissa Redmiles, The One-Time Received Dividend Deduction, Statistics of Income Bulletin, 27, Spring 2008.

節の論理関係を私なりに整理したのが、**図表10**です。

図表10 報告書第3章の各節相互の関係

- (A) テリトリアル方式とはどのようなものかを JCT Options Report を念頭において説明する (検討対象の確定)
- (B) テリトリアル方式が経済的効率性や競争力に与える影響などを分析する (経済的な分析)
- (C) テリトリアル方式の構造的論点について分析する (制度的あるいは法律的な分析)
- (D) 各国の例を示す (比較税制上の参考資料の提示)

A) 主な特徴

本報告書は、近年の米国におけるテリトリアル方式の提案がすべて受取配当非課税を共通としてしていると指摘したうえで¹¹、具体的には、2005年両議院税制委員会報告書 (**図表2**の JCT Options Report) を対象として、テリトリアル方式の詳細を説明します (22頁)。なお、この JCT Options Report と類似する受取配当非課税措置を含む提案が2005年大統領税制改革パネル報告書 (**図表2**の Reform Panel) に含まれているため、それとの比較も行っています。本報告書は、このふたつの提案をあわせて非課税提案 (Exemption Proposals) と呼んでいますから、複数形のこの呼称が具体的にこれら2つの提案を指していることに注意が必要です。

これら2つの提案で示されているテリトリアル方式の内容は、3つに集約できます。すなわち、①外国子会社および外国支店にかかる能動的所得を米国法人の手元で免除すること、②他の所得は米国で完全に課税に服せしめ外国税額

控除の対象にすること、③費用の内外配賦について現行法を基礎としつつ個別のルールを設けること、です。以下、順にみていきます。

1. 能動的外国所得の免除

まず、能動的外国所得を非課税にする措置は、外国子会社の扱いと外国支店の扱いに分かれます (23頁)。

一方で、外国子会社については、**図表11**の取扱いがなされます。なお、ここで用いている被支配外国法人 (CFC) の定義は第1章 A 節1でみた現行法上の定義と同じです。

図表11 テリトリアル方式の下での外国子会社の扱い

- * 被支配外国法人 (CFC) の株式の10%以上を保有する内国法人株主については、当該 CFC から受け取るすべての配当を所得から除外する。除外される配当所得に係る外国税は、法人段階の法人所得税と配当源泉税のいずれについても、外国税額控除の対象としない。所得から除外される CFC 収益に配賦される範囲で、親会社たる内国法人の利子その他の費用控除は否定される。
- * CFC 株式を内国法人が譲渡する場合、そこから生ずる株式譲渡益は、未分配の免税収益の範囲で、所得から除外する。その範囲を超える部分は課税される。CFC 株式の譲渡損は否定する。
- * 内国法人は、非被支配 902 条法人 (noncontrolled section 902 corporation) については、CFC 扱いを選択できる。

他方で、外国支店は、CFC として取り扱います。その結果、①支店から生ずる所得はあたかも CFC が稼得した場合のようにして非課税

¹¹ 本報告書の22頁。なお、テリトリアル方式の諸提案として引用されている文献として、**図表2**にあげた公的機関の文書のほかに、Michael J. Graetz and Paul W. Oosterhuis, Structuring an Exemption System for Foreign Income of U.S. Corporations, 54 National Tax Journal 771 (2001) があり、テリトリアル方式を具体化する場合に生ずる構造的論点を検討する箇所でも何度か引用されている。

とされ、②サブパート F が適用され、③支店の損失は内国法人の米国の所得税申告に直接にフロー・スルーすることはなく、④内国法人とその外国支店との間の取引は会社間取引に関するルールのすべてに服することになります。この目的上、主に同一国内で遂行されるすべての事業は単一の CFC として取り扱います。

2. 他の外国所得の包括的な米国での課税

控除可能な支払（利子、使用料、サービス料金、会社間売買から生ずる所得など）であって、内国法人が CFC から受け取るものは、完全に米国税に服します（24頁）。CFC 以外の外国法人から受ける配当や、当該内国法人が10%以上株主でない CFC から受ける配当も、完全に米国税に服します。

サブパート F ルールや PFIC ルールは、現行法どおりに存続します。

内国法人が非関連者から直接に受け取る外国源泉所得も、完全に米国税に服します。

課税所得に帰せられる外国税については、外国税額控除が可能です。大部分の高課税外国事業所得は非課税とされて外国税額控除方式から除外されますので、限度額計算において、受動所得バスケットと一般所得バスケットを別々のカテゴリーにするやり方は廃止します。

外国税額控除のほとんどが軽課税外国源泉所得に適用することになるため、彼此流用の可能性が現行法よりも大きく減少し、納税者は限度額に余裕をもつことになるものと予想されます。このような状況になりますと、おそらく、外国政府にとっては、配当以外の所得に対する源泉税率を高くする誘因がでてくるでしょう。

3. 費用の配分と配賦

テリトリアル方式の下で、内国法人は、①控除を否定される費用を決定するため、および、②外国税額控除の限度額を決定するために、控除可能な費用を配賦する必要があります（25頁）。この点について、JCT Options Report と Reform Panel のいずれもが、現行法の費用配賦ルールの原則を維持するものとしています。

維持するものの中には、利子費用について全世界関連法人グループを含めるアプローチもあります。ただし、研究開発費の取扱いについては、**図表12**の違いがあります。

図表12 費用配賦における研究開発費の取扱い

JCT Options Report :

現行法と同様のルールによって、米国源泉所得と外国源泉所得の間に配賦。

→外国源泉所得に配賦した研究開発費を、さらに次の順序で配賦。

- 1) 課税使用料等
- 2) CFC 稼得収益
- 3) その他の外国源泉所得

Reform Panel :

国内研究開発費は非課税外国所得に配賦しない。その前提は、国内研究開発に関連するすべての使用料等所得は米国で課税に服するというもの。

B) 経済分析

1. 効率性の考慮

ここで、本報告書は、以上の特徴を有するテリトリアル方式が効率性の観点からどのように評価できるかを論じます（26頁）。その結論は、「テリトリアル・アプローチは外国稼得収益の送還に関しては経済的効率性を改善しうが、立地に関する諸決定に関して効率性が改善されるか否かを評価するにはさらに分析が必要である」というものです（29頁）。

この結論を導きだすために本報告書が述べていることを図式化すると、**図表13**のようになります。

図表13 経済的歪みに関する評価をめぐる議論の構造（26-29頁）

テリトリアル方式は、
*法人の居住地決定をめぐる歪みを軽減する可能性がある。

*外国稼得収益の送還に対するディスインセンティブを除去する。

→しかし、他の立地に関する決定に関して経済的中立性を促進するかは明らかではない。

*米国企業が生産活動・サービス活動を米国外に移転してしまう。

*国内投資に必要な税引後リターンを引き上げることで投資場所の決定に影響する：Richard J. Joseph, The Problem with Territoriality, 40 Tax Notes International 1165, 1166 (December 26, 2005)。

*無形資産をオフショアで形成することを誘発する：George Yin, Reforming the Taxation of Foreign Direct Investment by U.S. Taxpayers, 49 Tax Notes International 511, 514 (February 11, 2008)¹²。

*どこでも課税されないいわゆる無国籍所得 (stateless income) の作出を招く：Edward D. Kleinbard, Throw Territorial Taxation from the Train, 48 Tax Notes International 63, 77 (April 2, 2007)。

→他方で、何名かのエコノミストは確定的な証拠を見いだしていない。

*Harry Grubert and John Mutti, Taxing International Business Income : Dividend Exemption versus the Current System (AEI, 2001) : テリトリアル方式の下では、外国税額控除限度額の彼此流用により外国使用料を米国税からシールドすることができなくなるため、軽課税国で発生した所得に対する課税は重くなる。

*Rosanne Altshuler and Harry Grubert, Where Will They Go if We Go Territorial? Dividend Exemption and the

Location Decisions of U.S. Multinational Corporations, 54 National Tax Journal 787 (2001)

→さらに、次の事情によって分析は複雑化する。

*テリトリアル方式は異なる産業に対して大きく異なる課税をもたらしうる。具体的には、金融業が製造業・製薬業・ハイテク産業と比較して不利になる。

*ポートフォリオ投資と直接投資を異なって取り扱うこと。

→以上を総合すると、テリトリアル・アプローチは外国稼得収益の送還に関しては経済的効率性を改善しうるが、立地に関する諸決定に関して効率性が改善されるか否かを評価するにはさらに分析が必要である(結論)。

2. 競争力

テリトリアル方式の提案者の主な主張は、米国の貿易パートナーの多くがテリトリアル方式を採用している中で米国の現行税制が全世界所得課税を行うことが米国企業の競争力を減殺しており、テリトリアル方式への移行が米国企業競争力を増進させるというものです(29頁)¹³。そこで本報告書はこの主張を検討していますが、次にみるように、必ずしも十分に堅固な主張であるとはとらえていないようです。

競争力 (competitiveness) の定義には、マクロの観点にたつものとミクロの観点にたつものがあります。マクロの観点にたつ定義は、米国ベースの多国籍事業が外国に生産施設を置く場合に外国市場で競争する能力を指すというもので、外国生産施設への投資の税引後リターン

¹² ただし、この Yin 論文自体は、テリトリアル方式を基本的に支持したうえで3つの点で修正を加えるべきであるとしている。Yin 論文の青山慶二教授による日本語訳が、租税研究に掲載予定である。

¹³ National Foreign Trade Council, NFTC Territorial Tax Study Report at 5 (2002) ; Reform Panel at 134 ; Treasury Department at 54など。

に着目する定義です。ミクロの観点にたつものは、より個別の産業別の観点にたった定義であり、ある産業では米国が世界市場を支配しておりその意味で競争的 (competitive) であるが、別の産業ではそうでないというような場合です。

ミクロの観点にたつ定義の下では、ある米国企業の競争力がテリトリアル方式によって増進されるのは、米国ベースの多国籍活動に課される合計税が減税される場合だけです。しかし、JCT Options Report の税込効果を2005年に推計したところによると、10年間にわたって550億ドルの増税になるとされています。この推計で増税になるのは、非課税の国外所得に配賦される費用 (利子費用など) の控除を否定することと、受取使用料は依然として米国で課税されつつも外国税額控除の限度額を彼此流用できなくなることを反映しています。ミクロの観点からみてそうだとすると、JCT Options Report のようなテリトリアル方式の採用は、マクロの観点からみても米国企業の競争力を増進することはないと議論することも、あるいは可能かもしれない。

個々の納税者や産業グループに分解すると、テリトリアル方式の効果は、次の点に依存することになるでしょう。

- * 現実に実施される制度の詳細
- * 納税者の活動の性質と内容、および
- * 納税者の法的事業体の法人構造

ゆえに、テリトリアル方式の採用によって、ある納税者は損をし、ある納税者は得をし、別の納税者は相対的に影響を受けない、という結果になります。実際のところ、全米外国貿易評議会 (National Foreign Trade Council, NFTC) は、米国企業グループの主要ないずれのものについても競争力を改善しようとするためには、サブパート F について納税者に有利

な改正を行うことが必要だとしていました。

論者によっては、JCT Options Report と Reform Panel のいずれも競争力が問題だという主張を支える実証的なデータを提示していないことを指摘して、競争力の問題が存在するか否か自体を疑う者¹⁴もいると、本報告書は紹介しています。

C) テリトリアル・システムの提起する構造的論点

以上がテリトリアル方式の経済分析でした。本報告書はさらに進んで、テリトリアル方式の提起する構造的論点 (structural issues) を検討します (32頁)。ここにいう構造的論点とは、制度を具体化し、現実に執行するにあたり生ずる問題のことで、具体的には、**図表14**に示した7つの問題を検討しています。先にみた経済分析がエコノミストの得意領域だとすれば、こちらの論点は、法律家になじみの深い領域だということもできましょう。以下、簡単にみていきましょう。

図表14 テリトリアル方式の構造的論点

- * 移転価格問題の激化
- * 費用の配分と配賦
- * “Subject to foreign tax” 要件の導入
- * 免除所得と非免除所得の定義
- * 外国パートナーシップをどう扱うか
- * 簡素化になるかどうか
- * 導入に伴って必要となる各種の移行措置

1. 移転価格

本報告書は、テリトリアル方式を採用した場合に、移転価格が現行法にもましてさらに一層重要な問題になると指摘しています (32頁)。

2007年財務省報告書¹⁵やエコノミストの研究は、米国多国籍企業が軽課税国に所得をシフト

¹⁴ J. Clifton Fleming Jr. and Robert J. Peroni, Exploring the Contours of Proposed U.S. Exemption (Territorial Tax System), 41 Tax Notes International 217 (January 16, 2006).

しているとする実証的証拠を示しています。そして、それらの実証研究の結果は、無形資産に対して移転価格税制の適用が困難であることからして、驚くべきことではありません。これが現行ルールの下での話ですが、テリトリアル方式の下では、移転価格税制により大きな負担がかかることになるでしょう。たとえば、テリトリアル方式は、内国法人に対して、使用料を過少申告することによって、課税される外国使用料所得を非課税配当に転換する誘因を与えるでしょう。

従って、米国でテリトリアル方式の採用を考慮する場合の決定的な問題は、移転価格税制を修正して所得移転に対する効果的な防御策とすることが可能かどうかという点にあります。この点については、特に問題の多い費用分担取り決め (cost sharing arrangements) が財務省提案規則の最終規則化によって問題でなくなるという人もいれば、問題はそれよりもはるかに広いのであって費用分担取り決め規則改正は別の箇所 (たとえば使用料) へと圧力を移すだけだという人もいます。独立企業間価格に関するルールを効果的なものに修正する包括的な提案は、これまでのところ見当たりません。

2. 費用の配分と配賦

テリトリアル方式の実施にあたり決定的になるもうひとつの問題が、費用の配賦です (36頁)。受取配当非課税方式の下では、外国源泉の粗所得は、①課税所得と、②非課税所得に分かれます。①課税所得については、費用の配賦は現行法と同様の機能を果たすことになり、外国税額控除の限度額を定めます。②非課税所得に費用を配賦しますと、それは非課税所得に対応する費用ということになりますから、費用控除が否定されます。

多国籍企業グループの内国親会社がグループ管理費用などの本部費用を支出するという設

で考えてみます。(1)現行法の下では、本部費用は通常かつ必要な範囲においてフルに控除でき、内外活動の双方に利益をもたらすものであるため、その一部が外国源泉粗所得に配賦されます。そして、本部費用を外国源泉粗所得に配賦する範囲で、外国源泉課税所得が減少し、従って、外国税額控除の限度額が小さくなります。(2)これに対し、受取配当非課税方式の下では、課税対象とされている外国源泉所得に本部費用を配賦すると現行法と同様の効果があります。しかし、非課税である外国源泉所得に費用を配賦すると、納税者が利用できる米国での控除額は減少しますが、当該納税者の外国租税債務に影響は及びません。

JCT Options Report と Reform Panel は、費用配賦に関する現行法を維持します。テリトリアル方式の他の提案者たちも、現行法を維持するアプローチを前提としています。しかし、現行の費用配賦ルールをそのままあてはめるだけでは不適切なまたは懲罰的な場合が出てくるのではないかと懸念されてきました。そこで、**図表15**のような修正が提案されています。

図表15 費用配賦に関する現行ルールの修正案

利子費用

- * 全世界関連法人グループアプローチによって配賦する案
- * まず利子所得に配賦し、次に残余を全世界資産に応じてプロラタで按分する案

本部費用

- * 非課税外国所得に対して配賦する案

研究開発費用

- * Reform Panel は研究開発費を非課税所得に配賦しない案 (本報告書はこれを批判)

3. 「外国税に服する」要件

先に触れたように、テリトリアル方式の下で

¹⁵ Department of the Treasury, Report to the Congress on Earnings Stripping, Transfer Pricing and U.S. Income Tax Treaties, November 2007.

は、どの国でも課税されないいわゆる「無国籍所得」を最大化する企てが懸念されます(38頁)。対策として、米国で非課税とする要件として一定レベルの外国税に服して(subject to)いることを要求するアプローチや、米国が包括的な租税条約を締結していない国から生ずる所得に対しては非課税措置を制限するアプローチがありえます。外国税に服することを要件とするアプローチを示唆するのは、アメリカ法曹協会(American Bar Association)のタスク・フォース報告書です¹⁶。JCT Options ReportとReform Panelのいずれも、このようなアプローチをとっていません。

4. 免除所得と非免除所得の定義

テリトリアル方式の下では、能動的外国所得を単に繰り延べるのではなく、恒久的に非課税とします(38頁)。従って、ポリシーメーカーは、いかなる所得項目が非課税措置に適格となるかを、慎重に考慮しなければなりません。さらに、それらの異なる所得項目を定義する広範なルールを開発する必要があります。図表16は論点のリストです。

図表16 非課税所得を定義するにあたっての論点

- * サブパート F ルールを出発点とする場合に、どの点を修正すべきか
 - 1) 可動性の高い所得に関するルールを維持するか、可動性の高い所得も含めてすべての能動的所得を非課税とするか
 - 2) 無国籍所得の創出を容易にしている現行内国歳入法典954条(c)(6)を維持するか
- * 配当以外の外国源泉所得を内国法人が直接に受け取る場合の取扱い
- * CFC 株式の売却益の取扱い

5. 外国パートナーシップ

JCT Options ReportとReform Panelのいずれも触れていない論点として、外国パートナーシップをどう扱うべきかという問題があります(39頁)。選択肢は2つで、フロー・スルー・エンティティーとして扱うか、外国法人として扱うかです。後者の場合、外国支店の扱いと同じ結果になります。

6. 簡素化

テリトリアル方式の提唱者は、配当非課税方式を採用することで、外国税額控除制度の簡素化に資すると主張します(40頁)。

これに対し、批判者は、全体的にみて本当に簡素化が進むかどうかについて懐疑的です。図表17はその理由をまとめたものです。なお、テリトリアル方式への移行がただちに税制の簡素化につながるわけではないという点については、以前にもご報告したことがあります¹⁷。

図表17 テリトリアル方式の採用が簡素化につながらないという論者の指摘

- * サブパート F, 外国税額控除, 移転価格税制が存続するため相当な複雑さが残るし、現行制度からの移行に固有の複雑さがある。
- * 費用配賦のルールがより重要になるため、タックス・プランニングの誘因と紛争の増加が予想される。
- * 支店活動を CFC 活動と同視するために必要なルールが追加的な複雑さを生む。
- * 納税者が課税外国所得を非課税所得に転換する方法を開発する誘因をもつため、それに対抗する新しい濫用防止ルールが必要となる。

7. 移行措置

テリトリアル方式への移行に関連して、いく

¹⁶ American Bar Association, Report of the Task Force on International Tax Reform, 59 Tax Lawyer 649 (2006). その抄録として, Tax Notes International, July 24, 2006, 317. 主起草者は Stephen E. Shay である。

¹⁷ 増井良啓「第59回 IFA 大会の報告—国際的企業買収を中心として—」租税研究674号109頁, 112頁 (2005年)。

つかの移行上の論点があります(42頁)。

ひとつは、新方式を採用する場合に既存租税条約の再交渉が必要となる点です¹⁸。

いまひとつの重要な論点は、テリトリアル方式の施行日以前において未だ課税されていなかった収益の扱いです。この点、JCT Options Report では、新しいテリトリアル方式が適用されるのは、施行日以降に発生したCFC 稼得収益についてのみです。Reform Panel では、施行日以降に支払われたCFC 稼得収益であれば、旧法の時期に発生した未課税収益であっても、非課税措置の対象にします。

D) 諸外国の例

1. 諸外国の概観

以上のように7つの構造的論点を指摘したのち、本報告書は次に、諸外国の例を紹介しています(44頁)。

米国の主要な通商パートナーを含むかなりの数の国が、テリトリアル方式を採用しています。その多くはJCT Options Report や Reform Panel の提案と大筋で類似した受取配当非課税方式を用いています。ただし、それぞれに重要な違いがあります。図表18は、諸外国の既存税制間の違いを分類するための着眼点をまとめたものです。

図表18 テリトリアル方式比較のための4つの着眼点

* 配当非課税のレベル：全額非課税か部分的非課税か。
→この点が費用控除否定ルール設計に関係する。

* 株式所有要件の値：5%か、10%か。

→EU 親子会社指令では15%と定めており、EU 加盟国はこれ以下にしなければならない。2009年1月1日から10%に引き下げる予定。

* 非課税所得がどこかで課税に服していないかどうか：これにはいくつかの実施方法がある。→ブラックリストに明記したタックス・ヘイブン国に居住地を有する法人からの配当を外すとか、包括的な租税条約を締結していない国からの配当を外すとか、基礎となる稼得収益が源泉地国において同等の租税に服していない場合の配当を外すとかいったやり方。

* 費用配賦：受取配当を全額非課税としつつ外国所得に配賦される費用について控除を否定するやり方の他、代替的な施策として非課税配当の一部を課税するやり方がある。

→英国の2007年提案は全額非課税としつつ費用控除の否定を伴わない例。

2. 現在の英国の改革論議

本報告書は、英国の2007年提案についても言及します(46頁)。

2007年6月、英国財務省は「会社の外国利得の課税：討議文書」と題する文書を公表しました(以下「討議文書」といいます)¹⁹。討議文書の目的は、英国ベースの多国籍企業に対して英国の立地上の競争力と魅力を改善することにあります。税収中立的改革を志向しています。また、欧州裁判所(ECJ)の最近の判決に対応することも目的としています(図表19)。

¹⁸ 2008年7月30日の研究会では、OECD モデル租税条約23A 条と23B 条のいずれも、子会社からの受取配当についてそれほど詳細にルールを置いていないことから、テリトリアル方式への移行に対する条約上のハードルはそれほど高くないのではないかと指摘があった。参照、2008 OECD Model Tax Convention on Income and on Capital, Article 23A and 23B, Commentary Para.49-54 (July, 2008).

¹⁹ HM Treasury and HM Revenue and Customs, Taxation of companies' foreign profits : discussion document (June 2007).

図表19 英国の2007年6月討議文書のポイント

- *適用対象は大企業と中企業のみ（小企業の定義は検討中）。
- *外国会社の10%以上を所有する株主について、送還時に配当を英国税から免除する。
- *CFC 税制の改正。現行の all-or-nothing approach（CFC に該当すればすべて合算するやり方）を改め、可動性のある所得（受動的所得および特定の能動的所得）を標的とするアプローチにする。
- *CFC 税制について、金融事業活動および一定の少額グループ内金融活動について例外を設ける。キャピタル・ゲインは、受動的所得を生ずる資産の譲渡から生ずるものを除き、対象外とする。
- *国外活動の資金調達に要した利子控除につき、控除を否定するルールは採用しない。その代わりに、既存の「許容されない目的（unallowable purpose）」ルールを拡大して事業目的に案連しないローンを標的とするといった限定的なアプローチを採用する。

産業界の懸念に対応して tax forum が開催されており、その結果によっては、次のプロセスとして consultation document の公刊が遅れることがありうる、と本報告書は記しています。なお、2008年7月29日に英国財務省ウェブサイトをチェックしたところ、consultation document は未だ公刊されていませんでした²⁰。

3. 最近の日本の提案

諸外国の例の最後に、本報告書は、日本の甘利経済産業大臣による2008年5月9日アナウンスメントを紹介しています（48頁）。

IV. 完全合算（full inclusion）システム

以上、本報告書は、現行法の歪みを解決する第1の選択肢であるテリトリアル方式について分析してきました。本報告書は次に、第4章において、第2の選択肢である完全合算システム（full inclusion system）の検討に移ります（50頁）。完全合算システムの提案として本報告書が依拠する主なものは、図表20の4つです。本報告書50頁脚注155の引用方法にならって、以下でも略称で引用します。

図表20 本報告書の依拠する完全合算システムの諸提案リスト

- Peroni, Fleming and Shay** : Robert J. Peroni, J. Clifton Fleming Jr. and Stephen E. Shay, Getting Serious About Curtailing Deferral on Foreign Source Income, 52 SMU Law Review 455, 497 (1999)²¹
- Green** : Robert A. Green, The Future of Source-Based Taxation of the Income of Multinational Enterprises, 79 Cornell Law Review 18 (1993)²²
- Kleinbard** : Edward D. Kleinbard, Throw Territorial Taxation From the Train, 48 Tax Notes International 63 (April 2, 2007)²³
- ABA Task Force** : American Bar Association, Report of the Task Force on International Tax Reform, 59 Tax Lawyer 649 (2006)

²⁰ http://www.hm-treasury.gov.uk/consultations_and_legislation/.

²¹ この論文に対する日本法の角度からのコメントとして、Yoshihiro Masui, Comment : A Japanese View, 52 SMU Law Review 541 (1999) では、能動的事業活動を適用除外する日本のCFC税制の立法趣旨が租税回避防止にある点との比較を行った。

²² この論文については、増井良啓「移転価格税制の長期的展望」水野忠恒編著『2訂版国際課税の理論と課題』81頁、84頁（税務経理協会、2005年）。

²³ 本報告書27頁脚注70で引用されているものをここで再引用している。

下院の Rostenkowski 議員と Gradison 議員も、1992年に、完全合算方式に基づく法案を提出しています²⁴。より古くは、1961年にケネディー政権の下で CFC 税制が導入された当時、サブパート F ルールをすべての CFC に対して例外なく適用して繰り延べをなくすというのが当初提案された案でした。

完全合算方式のメカニズムについて支配的な見解があるわけではありませんが、次の2つの特徴があることには合意があります。すなわち、①（少なくとも一定の所有最低基準値を満たす）外国法人の米国株主が、当該外国法人の所得に対する自らの取り分について現年度において課税されること、および、②外国源泉所得の二重課税を緩和するために外国税額控除が何らかの形で維持されること、です。

このような特徴を有する完全合算方式を検討する第4章は、3つの節に分かれています。Aでは、完全合算方式を制度化する場合の3つの実施形態を記述します。Bでは、完全合算方式の潜在的な利点を経済的な観点から分析します。Cでは、完全合算方式の提起する構造的論点を検討します。これら3つの節の相互関係は、第3章においてテリトリアル方式を検討したのとはほぼ平行になっています。これを図式化したのが図表21です。

図表21 報告書第4章の各節相互の関係

- (A) 完全合算方式を実施する3つのやり方を、Peroni, Fleming and Shay や ABA Task Force を念頭において説明する（検討対象の確定）
- (B) 完全合算方式の経済的効率性や競争力に与える影響などを分析する（経済的な分析）
- (C) 完全合算方式の構造的論点について分析する（制度的あるいは法律的な分析）

A) 完全合算システムを実施するメカニズム

本報告書は、完全合算システムを制度化する場合に、図表22に記した3つの選択肢があると述べています（50頁）。順にみてみましょう。

図表22 完全合算システムの3つの実施形態

- * パス・スルー方式→パートナーシップの課税方式であるサブチャプター K のルールを応用するやり方
- * 連結納税方式→連結納税グループの範囲を拡大して外国子会社も含めるやり方
- * サブパート F 方式→CFC の一定の留保利益を親会社に合算するサブパート F の制度を拡大するやり方

1. パス・スルー制度

Peroni, Fleming and Shay のアプローチは、パートナーシップに対して適用されるパス・スルー課税の原則を準用していくというものです（50頁）。パートナーシップ課税原則を準用することの主な帰結は、図表23のとおりです。

図表23 パートナーシップ課税原則を準用することの主な帰結

- * 各米国株主が、外国法人の所得・ゲイン・控除・損失の項目に対する持分に応じて現年度に課税され、各項目の性質（キャピタル・ゲインか通常所得かなど）が伝達される。
- * 分配時や株式譲渡時の二重課税を防ぐため、内国歳入法典705条に類似した基準価格調整がなされる。
- * 内国歳入法典704条(d)の制限と整合的に、外国法人の純損失は米国株主にフロー・スルーするが、当該株主がその外国法人の株主について有する基準価格等を限度とする。

²⁴ Federal Income Tax Rationalization and Simplification Act of 1992, H.R.5270, 102d Cong. (2d Sess. 1992).

*分配は、米国株主の株式基準価格の範囲で非課税とし、基準価格を超える部分は株式譲渡益として取り扱う。

外国税額控除のルールを維持する必要がある。

外国税額控除は一般的に維持します。もっとも、外国所得項目は米国株主に直接に帰属しますので、米国株主が持分に対応する外国税を直接に納付したことになります、したがって間接外国税額控除は廃止します。

米国株主が外国法人の諸項目に対して有する持分を決定するやり方としては、2つのものが提案されています。第1は、「実質的経済効果 (substantial economic effect)」ルールを含むサブチャプター K の原則を適用するものです。第2は、各株主が外国法人に対して有する経済的利益 (議決権・収益参加権・残余財産分配権) に応じたプロラタ・アプローチです。

10%未満の少数持分を有する株主は、必要な財務情報を得ることが困難です。そこで、少数株主に対する特則として、①時価主義課税を選択すること (公開外国会社の場合) や、②一般的に入手可能な財務情報を修正する方式か PFIC の利子税方式を選択すること、が示唆されています。

2. 全世界連結制度

全世界連結方式の下では、米国関係グループは、外国子会社と連結することを要求されます (52頁)。その課税上の帰結は、上にみたパス・スルー方式と似ています。ただし、重要な違いとして、**図表24**の3点があります。

図表24 全世界連結方式がパートナーシップ方式と異なる点

- *外国子会社の欠損金は基準価格の制限なしに米国親会社の申告書に取り込まれる。
- *連結納税方式の適用があるのは米国法人株主についてだけである。
- *連結に必要な所有レベルなど制度設計の詳細によっては、連結納税方式の下では間接

決定的な問題は、連結納税を適用するために必要な所有割合要件をどのレベルに設定するかです。現行の連結納税ルールでは80%所有子会社について連結が可能です。ここで、①現行ルールを維持する、②50%程度まで緩和する、③10%にまで緩和する、といった選択があります。一般的にあって、要件を緩和すればするほど、複雑さのコストが大きくなります。

この連結納税ルールがあてはまらない米国株主 (個人および少数法人株主) に対しては、分配時まで課税繰り延べが認められます。これらの株主については、現行の PFIC ルールを維持することが考えられます。

3. サブパート F の拡大

ABA Task Force の検討は、サブパート F の拡大を含んでいます (53頁)。ABA Task Force が検討した案の特徴は、米国株主が、外国法人の現年度の外国稼得収益に対する持分割合を、みなし配当 (deemed dividend) として所得に含めることにあります。従って、現行法上存在するサブパート F 所得と非サブパート F 所得との区別はなくなりますし、すべての外国所得が発生年度に即時に課税されることになります。ただし、CFC の欠損金は、米国株主にフロー・スルーしません。

図表25は、このやり方の他の特徴をまとめたものです。

図表25 サブパート F 拡大案の他の特徴

- *間接外国税額控除を維持する。
- *米国事業に帰属する所得は適用除外する。
- *現実の分配がどの留保収益から生じたかを決定するルールを設ける。
- *CFC の定義を変更し、25%米国所有基準とする。

*現年度課税を受ける米国株主の範囲を、現行法同様10%基準で区切る。

CFC に該当しない外国法人の米国株主は、実際に分配を受ける時点まで、課税が繰り延べられます。ただし、PFIC ルールを維持します。

以上をまとめると、サブパート F 拡大案は、新しく定義された CFC の10%以上株主に対して、CFC の外国所得を持分に依りて現年度に課税するものです。10%以上法人株主については間接外国税額控除を維持します。PFIC ルールの例外を除けば、CFC の10%未満株主、および、非 CFC の米国株主は、実際に配当を受け取る時点まで課税が繰り延べられます。

B) 経済分析

1. 効率性の考慮

以上みてきた完全合算方式を対象として、本報告書は、それが構造的な歪曲をどう緩和するかについて、経済分析を行います (56頁)。

まず、経済効率性との関係での評価は、**図表 26**にまとめたとおりです。

図表 26 完全合算方式の効率性との関係での評価

現行法よりも中立的になる点は以下。

*外国稼得収益の送還については、ディスインセンティブを除去する。

*投資の立地決定については、現行法 (およびテリトリアル方式) よりも、より中立的である。これは、直接投資を軽課税国に置いても租税上得にならないからである。ただし、限度額との関係で超過外国税額控除がどの程度あるかに依存する。

→しかし、完全合算方式は、現行法よりも、法人の居住地決定に対してより強く影響を与

える。これに対するありうべき応答は、法人の居住地決定ルールを、現在の設立準拠法主義から管理支配地主義に変更すること²⁵。

2. 競争力

本報告書は、競争力の観点からは、完全合算方式を次のように評価しています (57頁)。マクロの観点から競争力をとらえ、米国ベース多国籍企業に課される合計税が減税されてはじめて米国企業の競争力が高まるとみた場合、完全合算方式は全体的な増税をもたらします。そこで、完全合算方式の提唱者はひんぱんに、完全合算方式の採用にあわせて、米国の税率引下げを推奨します。

2006年初出の Grubert and Altshuler の推計²⁶は、米国税率を28%まで引き下げれば、完全合算方式を採用しても増減税を生じないとしています。ただし、この推計は、米国親会社に対して本部費用を配賦することをやめるなどの措置を併用した場合の話ですし、情報が不完全であるためかなり不確実な推計であると彼ら自身が断っています。

完全合算方式を採用する国はほとんどなく、米国の主要な通商パートナーの中にこの方式を採用する国はありません。そのため、完全合算方式を採用すると、米国の制度は諸外国から孤立します。もっとも、完全合算方式の下でも外国税額控除が二重課税を緩和しますから、国際規範には整合的であろう、と本報告書は評価しています。

C) 構造的論点

次に、本報告書は、完全合算方式を制度化する場合の構造的論点について検討しています。ポイントは7つあり、**図表 27**に要約したとおりです。

²⁵ JCT Options Report 180.

²⁶ 本稿の脚注 7 で引用した文献。

図表27 完全合算方式の構造的論点

- * 移転価格による軽課税国への所得移転誘因は大幅に減少する (58頁)。→ただし、外国税額控除の超過額を抱える企業にとっては依然として誘因が残る。
- * 外国税額控除の限度額を強化するか²⁷、緩和するか²⁸ について、見解が分かれる (59頁)。
- * 外国子会社の計上する損失を米国株主段階にフロー・スルーすることを認めるか否かを制度設計の上で決めておく必要がある (60頁)。→連結納税方式はこのような損失の取り込みを認める。パス・スルー方式は損失の取り込みを認めるが、株式基準価格を限度とする。サブパート F 方式はみなし配当として留保所得を課税するものであるため、損失のフロー・スルーを認めない。
- * 少数持分を有するにとどまる株主に対して完全合算方式を適用するかどうか (61頁)。
→選択肢として PFIC の利子税方式がありうる。
- * 個人株主に対しても完全合算方式を適用するかどうか (61頁)。→仮に適用したとして、外国税額控除の適用関係をどう整理するか。一方で、株主=法人課税におけるクラシカルシステムをとる現行法の上では、間接外国税額控除を個人株主に認めていないから、その扱いと整合的に考えると、連結納税方式とサブパート F 方式の下では、外国法人の納付した法人税について個人株主には外国税額控除を認めない²⁹。他方で、パートナーシップ課税の下では、これを認

- める。
- * 簡素化が進むか (62頁)。本報告書は、次の3点について現行法よりも簡素であるとすする。①サブパート F 所得の判定が不要になる。②外国税額控除ルールが簡素化する。③高課税国から軽課税国に所得を移転させる誘因を減少させ、そのような活動に必要な資源も減少する。
- * 移行措置。①新制度施行時に未だ課税されていない収益をどう扱うか。1992年の Rostenkowski-Gradison 法案は、納税者の選択にゆだねていた。考え方として、パス・スルー方式であると、法人形態からパートナーシップ形態への移行時の扱いにあわせて、未課税収益を合算する。連結納税方式やサブパート F 拡大方式であると、移行措置は不要であるが、政策上何年かにわたって合算する措置を講ずることが望ましいかもしれない。②租税条約との関係では、本報告書は、完全合算方式への移行に伴って所得税条約の再交渉を行うことは不要であるとしている³⁰。

おわりに

以上が、本報告書の概要です。企業行動における複数の選択 (居住地、投資の場所、稼得収益の送還などの選択) に与える税制の影響について、既存文献を要領よくレビューしている点で、一読の価値があります。経済分析と制度分析の両方に目配りしている点も興味深いところです。方法論的には、「資本輸出の中立性

²⁷ ABA Task Force at 734.

²⁸ Grubert and Altshuler (2006), supra note 7, at 14.

²⁹ この点を図式化して示せば、以下のとおり。

<p>【米国内部における株主=法人関係】</p> <p style="margin-left: 20px;">個人株主 ← 個人所得税</p> <p style="margin-left: 20px;">法人 ← 法人所得税</p>	<p>【クロス・ボーダーの局面における株主=法人関係】</p> <p style="margin-left: 20px;">個人株主 ← 個人所得税</p> <p style="margin-left: 20px;">外国法人 ← 外国法人税</p>
--	---

(capital export neutrality, CEN)」や「資本輸入の中立性 (capital import neutrality, CIN)」といった伝統的な政策指針に言及することなく議論を進めています。枠組について言及があるのは、第2章B節2でDesai&Hinesによる「資本所有の中立性 (capital ownership neutrality, CON)」の考え方に触れるところです。あるいはこのあたりに、米国の租税政策をめぐる知的な地殻変動をみてとることができるかもしれません³⁰。

冒頭に記したように、本報告書は、上院財政委員会の公聴会のために提出されたものでした。上院財政委員会における公聴会の司会は、Grassley議員でした。Grassleyは、課税繰延が問題であると発言していますが、どのような改革が望ましいかは明確にしています。

この公聴会では、3名の参考人が発言しています。3名の意見分布は、誤解をおそれず一言に要約すると、図表28のようになります。

エコノミストのHinesがテリトリアル方式を支持し、法律家のShayが完全合算方式を支持し、

持っています。これに対し、Dilworthは、「メインストリートの多国籍企業税務アドバイザー (Main Street MNC Tax Advisor)」の立場から現行制度を徐々に改革していくやり方を支持しています。

図表28 3名の参考人の意見分布

James R. Hines, Jr.	Professor, University of Michigan Law School	テリトリアル方式を支持
Stephen E. Shay	Partner, Ropes & Gray	完全合算方式を支持
Robert H. Dilworth	McDermott Will & Emery LLP	現行制度を徐々に改革するやり方を支持

対外直接投資に関する米国の租税政策がどう動いてゆくか。今後の議論の展開は、国際課税に関心をもつ者にとって、眼の離せないところだということができましよう。

³⁰ これに対し、2008年7月30日の研究会においては、租税条約違反の主張が生じうる旨指摘された。本報告書が検討対象としている完全合算方式は、能動的事業活動から生ずる所得も例外なく合算するものであるから、既存のCFC税制よりもはるかに適用範囲が広い。OECDモデル租税条約1条のコメントリーでは、1992年にCFC税制の条約適合性について多数意見と少数意見が記載され、2003年に条約に適合する旨を記述するに至っている (Para.23)。そして、この点をめぐって各国で裁判例が登場していることは、公知の事実である。

³¹ この点についてはさらに検討を要するが、たとえば、Michael J. Graetz, Foundations of International Income Taxation at 19-39 (Foundation Press, 2003)。なお、Treasury Department at 56にはCENとCINに対する批判的な言及がある。